

新旧対象表

旧	新																														
<p style="text-align: right;">令和5年9月 長野県建設部建設政策課技術管理室</p> <p style="text-align: center;">令和5年10月1日以降に起工起案する工事等に適用する 積算基準対照表【共通編】</p> <p>令和5年10月1日以降に起工起案する工事及び業務から適用する積算基準を改定します。 積算基準は、国土交通省の積算基準書等（令和5年度版）に準拠しますが、一部事項について、 下記に記載のとおりとしますので、使用にあたっては留意してください。</p> <p>○【基準図書①】国土交通省土木工事標準積算基準書（共通編）令和5年度版</p>	<p style="text-align: right;">令和6年3月 長野県建設部建設政策課技術管理室</p> <p style="text-align: center;">令和5年10月1日以降に起工起案する工事等に適用する 積算基準対照表【共通編】 （令和6年4月1日一部改定）</p> <p>令和5年10月1日以降に起工起案する工事及び業務から適用する積算基準を改定します。 積算基準は、国土交通省の積算基準書等（令和5年度版）に準拠しますが、一部事項について、 下記に記載のとおりとしますので、使用にあたっては留意してください。</p> <p>○【基準図書①】国土交通省土木工事標準積算基準書（共通編）令和5年度版</p>																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">基準書ページ（※） （該当箇所）</th> <th style="width: 50%;">国土交通省適用</th> <th style="width: 25%;">長野県適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I-1-①-1 （1適用範囲）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>本土木工事標準積算基準書</u>は、<u>国土交通省直轄の河川</u>・・・ ・ また、<u>港湾工事や空港工事</u>については、・・・。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>本積算基準書は、長野県建設部の河川</u>・・・ ・ 全て削除 </td> </tr> <tr> <td>I-1-①-1 （2基準の適用）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ ……、<u>入札時（入札書提出期限日）</u>における・・・。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ ……、<u>工事起工起案日</u>における・・・。 </td> </tr> <tr> <td>I-1-①-1 （2基準の適用）</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>また、契約後の受発注者協議を踏まえ発生する新規追加工種等については、協議時点に適用されている諸基準、機械・器具関係費用、材料単価、労務単価を用いること。</u> </td> </tr> <tr> <td>I-1-②-2 （（3）維持工事（複数年度の国債工事）</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全て削除 </td> </tr> </tbody> </table>	基準書ページ（※） （該当箇所）	国土交通省適用	長野県適用	I-1-①-1 （1適用範囲）	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>本土木工事標準積算基準書</u>は、<u>国土交通省直轄の河川</u>・・・ ・ また、<u>港湾工事や空港工事</u>については、・・・。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>本積算基準書は、長野県建設部の河川</u>・・・ ・ 全て削除 	I-1-①-1 （2基準の適用）	<ul style="list-style-type: none"> ・ ……、<u>入札時（入札書提出期限日）</u>における・・・。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ……、<u>工事起工起案日</u>における・・・。 	I-1-①-1 （2基準の適用）		<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>また、契約後の受発注者協議を踏まえ発生する新規追加工種等については、協議時点に適用されている諸基準、機械・器具関係費用、材料単価、労務単価を用いること。</u> 	I-1-②-2 （（3）維持工事（複数年度の国債工事）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 全て削除 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">基準書ページ（※） （該当箇所）</th> <th style="width: 50%;">国土交通省適用</th> <th style="width: 25%;">長野県適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I-1-①-1 （1適用範囲）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>本土木工事標準積算基準書</u>は、<u>国土交通省直轄の河川</u>・・・ ・ また、<u>港湾工事や空港工事</u>については、・・・。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>本積算基準書は、長野県建設部の河川</u>・・・ ・ 全て削除 </td> </tr> <tr> <td>I-1-①-1 （2基準の適用）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ ……、<u>入札時（入札書提出期限日）</u>における・・・。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ ……、<u>工事起工起案日</u>における・・・。 </td> </tr> <tr> <td>I-1-①-1 （2基準の適用）</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>また、契約後の受発注者協議を踏まえ発生する新規追加工種等については、協議時点に適用されている諸基準、機械・器具関係費用、材料単価、労務単価を用いること。</u> </td> </tr> <tr> <td>I-1-②-2 （（3）維持工事（複数年度の国債工事）</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全て削除 </td> </tr> </tbody> </table>	基準書ページ（※） （該当箇所）	国土交通省適用	長野県適用	I-1-①-1 （1適用範囲）	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>本土木工事標準積算基準書</u>は、<u>国土交通省直轄の河川</u>・・・ ・ また、<u>港湾工事や空港工事</u>については、・・・。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>本積算基準書は、長野県建設部の河川</u>・・・ ・ 全て削除 	I-1-①-1 （2基準の適用）	<ul style="list-style-type: none"> ・ ……、<u>入札時（入札書提出期限日）</u>における・・・。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ……、<u>工事起工起案日</u>における・・・。 	I-1-①-1 （2基準の適用）		<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>また、契約後の受発注者協議を踏まえ発生する新規追加工種等については、協議時点に適用されている諸基準、機械・器具関係費用、材料単価、労務単価を用いること。</u> 	I-1-②-2 （（3）維持工事（複数年度の国債工事）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 全て削除
基準書ページ（※） （該当箇所）	国土交通省適用	長野県適用																													
I-1-①-1 （1適用範囲）	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>本土木工事標準積算基準書</u>は、<u>国土交通省直轄の河川</u>・・・ ・ また、<u>港湾工事や空港工事</u>については、・・・。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>本積算基準書は、長野県建設部の河川</u>・・・ ・ 全て削除 																													
I-1-①-1 （2基準の適用）	<ul style="list-style-type: none"> ・ ……、<u>入札時（入札書提出期限日）</u>における・・・。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ……、<u>工事起工起案日</u>における・・・。 																													
I-1-①-1 （2基準の適用）		<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>また、契約後の受発注者協議を踏まえ発生する新規追加工種等については、協議時点に適用されている諸基準、機械・器具関係費用、材料単価、労務単価を用いること。</u> 																													
I-1-②-2 （（3）維持工事（複数年度の国債工事）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 全て削除 																													
基準書ページ（※） （該当箇所）	国土交通省適用	長野県適用																													
I-1-①-1 （1適用範囲）	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>本土木工事標準積算基準書</u>は、<u>国土交通省直轄の河川</u>・・・ ・ また、<u>港湾工事や空港工事</u>については、・・・。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>本積算基準書は、長野県建設部の河川</u>・・・ ・ 全て削除 																													
I-1-①-1 （2基準の適用）	<ul style="list-style-type: none"> ・ ……、<u>入札時（入札書提出期限日）</u>における・・・。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ……、<u>工事起工起案日</u>における・・・。 																													
I-1-①-1 （2基準の適用）		<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>また、契約後の受発注者協議を踏まえ発生する新規追加工種等については、協議時点に適用されている諸基準、機械・器具関係費用、材料単価、労務単価を用いること。</u> 																													
I-1-②-2 （（3）維持工事（複数年度の国債工事）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 全て削除 																													
1 / 6	1 / 6																														

新旧対象表

旧			新		
基準書ページ (※) (該当箇所)	国土交通省適用	長野県適用	基準書ページ (※) (該当箇所)	国土交通省適用	長野県適用
I-2-①-4 (5 諸雑費及び端数 処理 (2) 3))	・・・・、その平均価格 (小数 点第 1 位を四捨五入) と し、・・・。	・・・・、その平均価格とし、・・・。	I-2-①-4 (5 諸雑費及び端数 処理 (2) 3))	・・・・、その平均価格 (小数 点第 1 位を四捨五入) と し、・・・。	・・・・、その平均価格とし、・・・。
I-2-②-7 (表-2 下 (注) 1)	・・・・となっている地域をい う。	・・・・となっている地域をい う。(確認方法:総務省統計局 ホームページ「人口集中地区 境界図について」 https:// www.stat.go.jp/data/chiri/ 1-3.htm)	I-2-②-7 (表-2 下 (注) 1)	・・・・となっている地域をい う。	・・・・となっている地域をい う。(確認方法:総務省統計局 ホームページ「人口集中地区 境界図について」 https:// www.stat.go.jp/data/chiri/ 1-3.htm)
I-2-②-14 (表下 (注) 1)	・ 1.・・・ただし、沖縄につい ては・・・別途考慮する。 ・ 2. 発地・着地で地方整備局 が・・・。 ・ 3. 敷鉄板については・・・。 ・ 4. 誘導車、・・・。	・ 削除。 ・ 全て削除。 ・ 2. 敷鉄板については・・・。 ・ 3. 誘導車、・・・。	I-2-②-12 (表 3. 1 基本運賃 表)	・ 20 km まで (円) 62,500 ・ 50 km まで (円) 76,000 ・ 100 km まで (円) 98,000 ・ 150 km まで (円) 120,500 ・ 200 km まで (円) 142,500 ・ 200 km を超え 20 km までを増 やす毎に (円) 8,900	・ 20 km まで (円) 71,000 ・ 50 km まで (円) 87,000 ・ 100 km まで (円) 112,000 ・ 150 km まで (円) 137,000 ・ 200 km まで (円) 163,000 ・ 200 km を超え 20 km までを増 やす毎に (円) 10,200
I-2-②-24 ((2) (イ))		・ 上記費用を計上する場合は、 原則、諸経費を含む金額と し、現場管理費、一般管理費 等の対象としない。ただし、 実施設計単価表に記載の平 板載荷試験については諸経 費を含まない単価のため、本 単価を計上する場合は現場 管理費、一般管理費等の対象 とする。 (最下段に追加)	I-2-②-14 (表下 (注) 1)	・ 1.・・・ただし、沖縄につい ては・・・別途考慮する。 ・ 2. 発地・着地で地方整備局 が・・・。 ・ 3. 敷鉄板については・・・。 ・ 4. 誘導車、・・・。	・ 削除。 ・ 全て削除。 ・ 2. 敷鉄板については・・・。 ・ 3. 誘導車、・・・。
I-2-②-24 ((2) (ロ))		・ 上記費用を計上する場合は、 原則、諸経費を含む金額と し、現場管理費、一般管理費 等の対象としない。 (最下段に追加)	I-2-②-24 ((2) (イ))		・ 上記費用を計上する場合は、 原則、諸経費を含む金額と し、現場管理費、一般管理費 等の対象としない。ただし、 実施設計単価表に記載の平 板載荷試験については諸経 費を含まない単価のため、本 単価を計上する場合は現場 管理費、一般管理費等の対象 とする。 (最下段に追加)
I-2-②-31 (表-3 下 (注) 1)	・・・・地域をいう。	・・・・地域をいう。(確認方法: 総務省統計局ホームページ 「人口集中地区境界図につ いて」 https://www.stat.go.jp /data/chiri/1-3.htm)			

新旧対象表

旧			新		
基準書ページ(※) (該当箇所)	国土交通省適用	長野県適用	基準書ページ(※) (該当箇所)	国土交通省適用	長野県適用
I-2-②-32 ((5) 2))	・・・・については、 <u>宣側</u> において購入した・・・、現場発生材資材を <u>宣側</u> において・・・、 <u>入札時</u> における市場価格・・・。	・・・・については、 <u>発注者側</u> において購入した・・・、現場発生材を <u>発注者側</u> において・・・、 <u>工事起工起案日</u> における市場価格・・・。	I-2-②-24 ((2) (ロ))		・ <u>上記費用を計上する場合は、原則、諸経費を含む金額とし、現場管理費、一般管理費等の対象としない。</u> (最下段に追加)
I-2-②-34 (頁下)		・ 別添「別表(地域区分) 積雪寒冷地域区分表」を追加。	I-2-②-31 (表-3下(注) 1)	・・・・地域をいう。	・・・・地域をいう。 <u>(確認方法: 総務省統計局ホームページ「人口集中地区境界図について」https://www.stat.go.jp/data/chiri/1-3.htm)</u>
I-3-①-2 (別表第2)	・ <u>0%から5%以下</u>	・ <u>0%を超え5%以下</u>	I-2-②-32 ((5) 2))	・・・・については、 <u>宣側</u> において購入した・・・、現場発生材資材を <u>宣側</u> において・・・、 <u>入札時</u> における市場価格・・・。	・・・・については、 <u>発注者側</u> において購入した・・・、現場発生材を <u>発注者側</u> において・・・、 <u>工事起工起案日</u> における市場価格・・・。
I-4-③-1～ I-4-③-2		・ 全て削除	I-2-②-33 (別表第2 現場管理費率)	・ 第1表 ・ 第2表 ・ 第3表	「別添」 資料参照
I-4-④-1～ I-4-④-3		・ 全て削除	I-2-②-34	・ 第4表 ・ 第5表	
I-5-①-1 (4)	・・・・「 <u>土木工事数量算出要領(案)</u> 」により・・・。	・「 <u>土木工事数量算出要領(案)</u> 【令和5年度(4月版)】」により・・・。	I-2-②-34 (頁下)		・ 別添「別表(地域区分) 積雪寒冷地域区分表」を追加。
I-5-②-1 ((1))	・・・・条件明示は、 <u>別表に示す</u> とおりとする。	・・・・条件明示は、 <u>別表を参考にして、種別・細別、単位を記載するもの</u> とする。	I-3-①-2 (別表第2)	・ <u>0%から5%以下</u>	・ <u>0%を超え5%以下</u>
I-5-②-1 ((2))	・ <u>別表記載内容に加え、必要に応じて特記仕様書、図面</u> ・・・。	・ 必要に応じて特記仕様書、図面・・・。	I-4-③-1～ I-4-③-2		・ 全て削除
I-11-①-1～ I-11-①-2		・ 全て削除	I-4-④-1～ I-4-④-3		・ 全て削除
I-12-①-1～ I-12-①-10		・ 全て削除	I-5-①-1 (4)	・・・・「 <u>土木工事数量算出要領(案)</u> 」により・・・。	・「 <u>土木工事数量算出要領(案)</u> 【令和5年度(4月版)】」により・・・。
I-13-①-1～ I-13-①-5		・ 全て削除	I-5-②-1 ((1))	・・・・条件明示は、 <u>別表に示す</u> とおりとする。	・・・・条件明示は、 <u>別表を参考にして、種別・細別、単位を記載するもの</u> とする。
II-5-②-1 (②交通誘導警備員)		・ <u>長野県内の建設工事等に対する交通誘導員の配置については、別紙1「長野県の建設工事等における交通誘導員の計上について」による。</u> (最下段に追加)	I-5-②-1 ((2))	・ <u>別表記載内容に加え、必要に応じて特記仕様書、図面</u> ・・・。	・ 必要に応じて特記仕様書、図面・・・。
VI-1-①-1 ((1) 特別調査等別途考慮するもの 2))	・ 設置作業のうち、 <u>ペイント式(手動)</u> の場合。 <u>(ただし、北海道特殊規格において一部適用可)</u>	・ 設置作業のうち、 <u>ペイント式(手動)</u> の場合。			

新旧対象表

旧		
令和5年9月 長野県建設部建設政策課技術管理室		
令和5年10月1日以降に起工起案する工事等に適用する 積算基準対照表【業務委託編】		
令和5年10月1日以降に起工起案する工事及び業務から適用する積算基準を改定します。 積算基準は、国土交通省の積算基準書等(令和5年度版)に準拠しますが、一部事項について、 下記に記載のとおりとしますので、使用にあたっては留意してください。		
○【基準図書⑥】設計業務等標準積算基準書・設計業務等標準積算基準書(参考資料) 令和5年度版		
基準書ページ(※) (該当箇所)	国土交通省適用	長野県適用
3-1-3 (1-4設計変更の積算)	<ul style="list-style-type: none"> 業務委託の変更は、<u>官積算書</u>をもとにして・・・ 業務価格=変更<u>官積算業務価格</u>×(直前の請負額/直前の<u>官積算額</u>)。 	<ul style="list-style-type: none"> 業務委託の変更は、<u>県積算書</u>をもとにして・・・ 業務価格=変更<u>県積算業務価格</u>×(直前の請負額/直前の<u>県積算額</u>)。
3-1-3 (1-4設計変更の積算(注))	<ul style="list-style-type: none"> 1. 変更<u>官積算業務価格</u>は、<u>官単位、官経費</u>をもとに・・・ 2. 直前の請負額、直前の<u>官積算額</u>は、・・・。 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 変更<u>県積算業務価格</u>は、<u>県単位、県経費</u>をもとに・・・ 2. 直前の請負額、直前の<u>県積算額</u>は、・・・。
4-1-23 (5-1-5共通項目(4)旅費交通費(車両運転費)①運転距離)	<ul style="list-style-type: none"> 積算上の基地等は<u>別途、特記仕様書</u>にて定める。 	<ul style="list-style-type: none"> 積算上の基地等は<u>原則として、発注事務所とする。</u>
4-1-32 (5-2-6共通項目(5)旅費交通費(車両運転費)①運転距離)	<ul style="list-style-type: none"> 積算上の基地等は<u>別途、特記仕様書</u>にて定める。 	<ul style="list-style-type: none"> 積算上の基地等は<u>原則として、発注事務所とする。</u>
参1-1-1 (2-1設計価格等の扱い)	<ul style="list-style-type: none"> 設計に使用する価格は、<u>原則として、入札時(入札書提出期限日)</u>における市場価格とし、・・・。 	<ul style="list-style-type: none"> <u>(1)設計に使用する価格は、原則として、業務起工起案日</u>における市場価格とし、・・・。 <u>(2)積算に用いる材料単価等の採用順序は、次のア～ウの順とする。</u> ア 実施設計単価表
1 / 3		

新		
令和6年3月 長野県建設部建設政策課技術管理室		
令和5年10月1日以降に起工起案する工事等に適用する 積算基準対照表【業務委託編】 (令和6年4月1日一部改定)		
令和5年10月1日以降に起工起案する工事及び業務から適用する積算基準を改定します。 積算基準は、国土交通省の積算基準書等(令和5年度版)に準拠しますが、一部事項について、 下記に記載のとおりとしますので、使用にあたっては留意してください。		
○【基準図書⑥】設計業務等標準積算基準書・設計業務等標準積算基準書(参考資料) 令和5年度版		
基準書ページ(※) (該当箇所)	国土交通省適用	長野県適用
2-1-5 (別表第1(1)諸経費率標準値)	<ul style="list-style-type: none"> 100万円以下 <u>59.9%</u> 100万円を超え3000万円以下 <u>[A] 285.3</u> 100万円を超え3000万円以下 <u>[b] -0.113</u> 3000万円を超えるもの <u>40.8%</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 100万円以下 <u>82.5%</u> 100万円を超え3000万円以下 <u>[A] 290.2</u> 100万円を超え3000万円以下 <u>[b] -0.091</u> 3000万円を超えるもの <u>60.6%</u>
3-1-3 (1-4設計変更の積算)	<ul style="list-style-type: none"> 業務委託の変更は、<u>官積算書</u>をもとにして・・・ 業務価格=変更<u>官積算業務価格</u>×(直前の請負額/直前の<u>官積算額</u>)。 	<ul style="list-style-type: none"> 業務委託の変更は、<u>県積算書</u>をもとにして・・・ 業務価格=変更<u>県積算業務価格</u>×(直前の請負額/直前の<u>県積算額</u>)。
3-1-3 (1-4設計変更の積算(注))	<ul style="list-style-type: none"> 1. 変更<u>官積算業務価格</u>は、<u>官単位、官経費</u>をもとに・・・ 2. 直前の請負額、直前の<u>官積算額</u>は、・・・。 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 変更<u>県積算業務価格</u>は、<u>県単位、県経費</u>をもとに・・・ 2. 直前の請負額、直前の<u>県積算額</u>は、・・・。
4-1-23 (5-1-5共通項目(4)旅費交通費(車両運転費)①運転距離)	<ul style="list-style-type: none"> 積算上の基地等は<u>別途、特記仕様書</u>にて定める。 	<ul style="list-style-type: none"> 積算上の基地等は<u>原則として、発注事務所とする。</u>
4-1-32 (5-2-6共通項目(5)旅費交通費(車両運転費)①運転距離)	<ul style="list-style-type: none"> 積算上の基地等は<u>別途、特記仕様書</u>にて定める。 	<ul style="list-style-type: none"> 積算上の基地等は<u>原則として、発注事務所とする。</u>
4-1-23 (5-1-5共通項目(4)旅費交通費(車両運転費)①運転距離)	<ul style="list-style-type: none"> 積算上の基地等は<u>別途、特記仕様書</u>にて定める。 	<ul style="list-style-type: none"> 積算上の基地等は<u>原則として、発注事務所とする。</u>
4-1-32 (5-2-6共通項目(5)旅費交通費(車両運転費)①運転距離)	<ul style="list-style-type: none"> 積算上の基地等は<u>別途、特記仕様書</u>にて定める。 	<ul style="list-style-type: none"> 積算上の基地等は<u>原則として、発注事務所とする。</u>
1 / 3		